

THE JOURNAL OF POLITICAL ECONOMY
AND ECONOMIC HISTORY
TOCHISEIDOSHIGAKU

166 (Vol. XLII, No. 2)

Winter 2000

ARTICLES

- Digital Nervous System and Productivity of Global Network
—The Development from Microelectronics Technology to Digital Economy Revolution—
..... *Yoichi Sato* --- 1
- The Standardization of the Ingredients of a Medicine and the Change of the Structure of
the Production of Medicines in Toyama in the Taisho Era *Tomoko Futaya* --- 19
- Hitler's "Vernichtungsbefehl" and the Holocaust *Michiteru Nagamine* --- 37

REVIEWS

- M. Sawai, A History of the Japanese Railroad Rolling Stock Industry *H. Ueda* --- 47
- T. Sugihara, Transbordering People *M. Tonomura* --- 49
- S. Namikata (eds), Japanese Economic Associations in Asian Areas before 1945
..... *F. Kaneko* --- 51
- T. Tasaka, Baht Economy and Deregulation of Finance *H. Kobayashi* --- 53
- Y. Higuchi, Peasants' Daily Life in War-time Korea, 1939-1945 *T. Matsumoto* --- 55
- S. Shoji, A Study of the History of Agrarian Land Reforms in Japan *N. Uehara* --- 57
- S. Yamada/A. Kitamura/A. Otsuru/T. Fujikawa/H. Shibata/I. Kunimoto Perspectives
on Modern Europe Series, vol. I, Migration *K. Kimura* --- 59
- K. Ikawa, Silk Reeling Industry and Sericulture in Modern Japan *K. Ishii* --- 62
- K. Kuwabara, The Tariff Reform Movement in Great Britain (1881-1907) *T. Sekiuchi* --- 64
- Y. Gonjo, French Capitalism and the Central Bank *Y. Nakagawa* --- 66
- T. Fujiwara, History of the Sake-Drawing Industry in Modern Japan *I. Yano* --- 68
- Y. Shibata, Japanese Monetary Policies in the Occupied Areas *A. Yasutomi* --- 70
- N. Nakamura, The Formative Process of the Japanese Railroad Industry, 1869-1894
..... *T. Yamada* --- 72
- K. Kawamoto, A History of the German Social Policy and Policy Toward the Middle Class
..... *K. Suekawa* --- 74
- T. Kawamura, A Study on the U.S. War Economy during World War II *T. Saito* --- 76
- Summary of Articles (English) 79

THE TOCHISEIDOSHIGAKU (The Journal of Political Economy and Economic History), a quarterly, is the official publication of the TOCHISEIDO-SHI-GAKKAI (The Political Economy and Economic History Society) and is sent to all the members. The annual fee is ¥8,000. Address of the editorial board: c/o Faculty of Economics, University of Tokyo, 7-3-1 Hongô, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033 Japan. Published by: the Association of Agriculture-Forestry Statistics, Tokyo.

発行所住所 〒113-8691 東京都文京区本郷郵便局私書箱 56号 土地制度史学会

販売元 財団法人 農林統計協会 〒153-0064 東京都目黒区下目黒 3-9-13 目黒・炭やビル
TEL 03-3492-2987 (出版普及部)
03-3492-2950 (編集部)

雑誌 06757-1

発行所
土地制度史学会 理事代表 廣田 功
東京都文京区 東京大学経済学部 振替 〇〇一八〇六一七三四〇

販売元 財団法人 農林統計協会
印刷者 株式会社 東京刷文社

定価 二〇〇〇円

本体 一九〇五円

ヒトラー「絶滅命令」とホロコースト

永 岑 三千輝

はじめに

ナチ体制をめぐる問題は多岐にわたる。ナチ体制とスターリン体制を同一視するだけでなく、ナチ体制に先行するものとしてスターリン体制、強制収容所体制を規定したノルテの爆弾講演をきっかけとして噴出した「歴史家論争」¹⁾は、80年代半ばから90年代にかけての一大論争だった。それは、ナチスのユダヤ人絶滅政策を唯一無比と見るか、比較可能かをめぐる論争でもあった²⁾。いまでは歴史上さまざまなジェノサイドの中にホロコーストを適切に位置付けようとする立場が歴史研究者のコンセンサスとなっているといえよう。1996年春刊行のゴールドハーゲン著『ヒトラーの自発的死刑執行人—普通のドイツ人とホロコースト』³⁾は、ルターの「ユダヤ人とユダヤ人の嘘」以来、「400年にわたって普通のドイツ人の中に蓄積された排他的絶滅的なユダヤ人憎悪」なるドグマで、戦時下の残酷なユダヤ人抹殺行動を説明しようとした。その単純で単線的な歴史解釈は、世界的批判を巻き起こした⁴⁾。

残虐行為の主体が問題になるなら、これまで神話で守られてきた国防軍はどうか。この問題に火をつけたのが移動写真展『絶滅戦争：国防軍の犯罪 1941—1944』だった。それは第二次大戦後に元将軍や元将校が広めた「清潔な国防軍」の伝説に打撃を与え、ネオナチのデモや妨害行動、保守政治化の問題発言を喚起し、現在もまだ論争が続いている⁵⁾。国防軍神話が問題になると蹀を接して、いままで組上に載せられなかった歴史家の役割が問題となった。「体制正統化の学問」は歴史学に限らない問題である。またそれはいつの時代、どの地域・国家についても批判的に検討すべき普遍の問題である。しかし、今回は、戦後西ドイツの代表的歴史家テオドール・シーダーやヴェルナー・コンツェなどのナチ体制下の行

為が検討の対象となった。1998年9月、ドイツ歴史家大会は特別セッションでこの問題を検討し、ナチ時代の支配的意識とエリート歴史家の意識の相関を剔抉した⁶⁾。

ヒトラーのユダヤ人「絶滅命令」も、80年代以来、ひとつの大きな論争的である。右翼作家アーヴィングを代表とする一部の極右勢力とそのエビゴネンは「絶滅命令」書が存在しないことを理由にヒトラーの絶滅命令、彼の直接的関与を否定する。しかし、仮にヒトラーの絶滅命令がなかったとしても、ユダヤ人大量虐殺の熾然たる事実を否定できない。その証拠はホロコーストの主體的担い手である帝国保安本部の文書類をはじめとして無数にある。したがって、ヒトラー命令が存在しないと主張することは、ヒトラーの免罪と英雄化、さらに深くはヒトラーの思想と行動の基本にある民族主義的世界観、人種主義的民族主義への共感・賛美を意味するに過ぎない。この潮流は、歴史の風化に掉さして、さまざまな次元でホロコーストを否定しようとする⁷⁾。第二次世界大戦後、現在まで、世界の民族主義、人種主義、反民主主義、反ユダヤ主義の潮流は、ナチズム、ファシズムに共鳴し、その汚点をぬぐおうとする。この潮流は、現在のアメリカに見られるように、移民、黒人、ヒスパニック、アジア系アメリカ人、そしてゲイやレスビアンへの攻撃を行っている。その潮流の思想と運動の一環として、ホロコースト否定論がある⁸⁾。

「歴史修正主義」を標榜するこの潮流の妄言を別とすれば、十数年来の論争を通じて、ヒトラーの「絶滅命令」が口頭で発されたことに関して歴史研究者の認識は一致している。逆にいえば、ヒトラーが何らかの命令を下すことなくしてあのような歴史的悲劇、ユダヤ人の大量虐殺はありえない、ということである。すなわちホロコースト政策の展開においてヒトラーは直接、ヒムラー、ハイドリヒなどに口頭命令を発し、あるいはヒムラーやハイドリヒが提案する具体策に承認を与え、鼓舞

しながら関与したとみる点で歴史研究者は共通している。歴史家の間で論争になっているのは、「絶滅命令」の具体的な発令時点であり、その発令内容の具体的中身である。歴史家は公刊・未公刊の既知史料群の再検討を行いながら、ソ連東欧崩壊によって新たに接近が可能となった文書館で発掘した史料を加味し、今日的視野から過去の歴史叙述を修正し、ホロコーストの事実経過と結果をより精密に描く努力を続けている。ヒトラーがいっ、どのような理由で、誰に、どこで、いかなる意味合いで、どのような「絶滅命令」を発したのか、こうしたことの精密な確定が問題となる。論争の厚みからして、議論は細部に及ぶことになる。

- 1) "Historikerstreit": *Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung*, München 1987. ハーバース/ノルテ他著徳永佑他訳『過ぎ去ろうとしない過去～ナチズムとドイツ歴史家論争～』人文書院, 1995年.
- 2) Alan S. Rosenbaum (ed.), *Is the Holocaust Unique? : perspectives on comparative genocide*, Oxford 1996.
- 3) Daniel Jonah Goldhagen, *Hitler's Willing Executioners : ordinary Germans and the Holocaust*, New York 1996.
- 4) 大石紀一郎「ゴールドハーゲン論争と現代ドイツの政治文化」『ドイツ研究』24, 1997年, 佐藤健生「ホロコーストと『普通の』ドイツ人」『思想』877, 1997年7月, 西川正雄「普通の人びとの戦争責任—「ゴールドハーゲン論争」に寄せて」同『現代史の読みかた』平凡社, 1997年. 最も痛烈な批判は, Norman G. Finkelstein/ Ruth Bettina Birn, *A Nation on Trial: The Goldhagen Thesis and Historical Truth*, New York 1998.
- 5) 木戸衛一「ドイツにおける『国防軍論争』」『戦争責任研究』第18号(1997年冬季号), 中田潤「ドイツ国防軍と『ユダヤ人問題』—独ソ戦に関する歴史認識をめぐって—」『歴史評論』581号, 1998年. フライブルク文書館の歴史家相互間の論争, ホフマン対メッサーシュミットの対立, 84年のホフマンによるダイスト告訴騒ぎなど92年までの「もうひとつの歴史家論争」については, 大木毅「独ソ戦の性格をめぐって」『西洋史学』第169号, 1993年に紹介がある. 最新の包括的な研究は, *Die Wehrmacht. Mythos und Realität*, hrsg. v. Rolf-Dieter Müller u. Hans-Erich Volkmann, München 1999.
- 6) P. Schötlér (Hrsg.), *Geschichtsschreibung als Legitimationswissenschaft 1918-1945*, Frankfurt a. M. 1997. 拙稿「ドイツ歴史学と現実政治—第三帝国戦

時期をめぐる最近の論争から—」『歴史評論』No. 591, 1999年7月.

- 7) Till Bastian, *Auschwitz und die "Auschwitz-Lüge"*, München 1994. テイル・バステアン著石田勇治・星乃治彦・芝野由和訳『アウシュヴィッツとアウシュヴィッツの嘘』, 白水社, 1995年. P. ヴィダル＝ナケ著石田靖夫訳『記憶の暗殺者たち』人文書院, 1995年. Deborah Lipstadt, *Denying the Holocaust. The Growing Assault on Truth and Memory*, New York 1993. アボラ・E・リップシュタット著滝川義人訳『ホロコーストの真実』上・下, 恒友出版, 1995年. 拙稿「アウシュヴィッツの真実とホロコースト研究の現段階—「アウシュヴィッツの嘘」の虚妄性—」現代史研究会『現代史研究』第41号, 1995年12月. Brigitte Bailer-Galanda/ Wolfgang Benz/ Wolfgang Neugebauer (Hrsg.), *Die Auschwitzleugner*, Berlin 1996. David E. Stannard, *Uniqueness as Denial: The Politics of Genocide Scholarship*, in: Rosenbaum (1996), pp.163-208.
- 8) インターネットを利用したこの潮流の活動の全体像は, たとえば, http://www.adl.org/poisoning_web/poisoning_toc.html を参照.

I ブラウニング・栗原説(41年8月前半)とその問題点

「意図主義者」(ホロコーストの展開をヒトラーの意思によって解釈しようとする立場)と状況の規定性を重視する「機能主義者」の間の論争史を踏まえ, 日本へのアウシュヴィッツ否定論の公然たる上陸(「マルコポーロ」事件)をきっかけに十数年来の研究をまとめたのが, 栗原優「ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—」(ミネルヴァ書房, 1997年)である²⁾. 本書の立場は明確である. すなわち, 「穏健機能主義者」の立場にたつてユダヤ人絶滅政策全体を見なおそうとするものである(同書, はしがき).

しかし, はじめに一言すれば, 「修正主義の問題は歴史の真実が明らかにされれば, おのずと解決する」という著者の楽観的な見地は, 「修正主義」発生の根源と現実政治に対する表面的把握だと思われる. なぜなら, 「修正主義」のプロパガンダは, 歴史の風化, 歴史認識の欠如を土壌として, 現代世界の対立的構造を媒介に, 無知な人々(しかし, なかでも現実政治によって育まれてきた潜在的な民族主義者, 人種主義者)に浸透・感染するからである. したがって, 歴史の真実を明らかにしていく営為の中で, 現代社会の中に深い根を持つ「修正主義」の潮流がたえず繰り出す愚論と不断に対決していかなければならない. 歴史研究者のなすべきことは, そ

のような「修正主義」に対する科学的批判の武器を鍛え、豊かにすることであろう。著者の楽観的見地と意図がどうあれ、本書（特に第二部）がその点で貴重な貢献をしている事実はまず確認しておきたい。

著者は、意図主義と機能主義の論争においては、「ほぼ機能主義の勝利で決着がついた」と総括する。しかし機能主義の立場も、欧米の論争過程で分化してきた。著者はブラウニングの論争整理に依拠しつつ、ヒトラー命令があったことは認める「穏健機能主義者」（アダムやブラウニング自身など）と、ヒトラー命令の存在を認めない「超機能主義者」（プロシャート、H・モムゼン）の立場を区別した上で、みずからを「穏健機能主義者の立場に近い」とする¹。「穏健機能主義者」が歴史学的には勝利したというのが著者の結論的立場である。しかし、穏健機能主義者も時期確定、理由付けにおいて多様であり、穏健機能主義と超機能主義の中間領域は大きく、本稿で示すようになお決着がついていない問題が多い。

それでは栗原説によれば、ヒトラーのユダヤ人「絶滅命令」はいつ出されたか。ゲーリングのハイドリヒへの命令（41年7月31日、文書証拠あり⁴）後で、しかし、「遅くとも1941年8月15日以前にはユダヤ人絶滅命令がくだされていた」⁵とする。8月中旬のヒムラーのミンスク視察旅行以後にはじまった⁶とされる婦女子をも含むユダヤ人無差別射殺の大規模化⁷が、この説のひとつの重要な根拠となっている。その見地からすれば、「8月24日の安楽死中止は明らかにユダヤ人絶滅政策との関連においてなされたのであり、それが8月中旬のソ連ユダヤ人絶滅への移行と同一の決定のもとになされた」⁸ことになる。

41年9月13日、外務省からライヒ保安本部第IV局B4課、すなわちユダヤ人問題課のアイヒマン課長に、セルビア・ユダヤ人の東方への移⁹送が可能かどうか問い合わせがあった。これに対し、アイヒマンは、「ロシアと総督府への受け入れは不可能である。ドイツからのユダヤ人でさえそこに泊めおくことはできない」として射殺を提案した¹⁰。栗原説では、この射殺提案をアイヒマンのような課長が「独断でできるものではない」と解釈する。アイヒマンの射殺提案はそれ以前にヒトラーの絶滅命令を知っていたからだということになる¹¹。しかし、これは射殺の提案・示唆と実行、執行責任の区別を無視した議論である。アイヒマンの提案を受けた部下の外務省ユダヤ人問題担当官ラーデマッハーが外務省次官補ルターに取次ぎ、ルターが外相リッペントロップに覚書を提出し、セルビア・ユダヤ人8000人をセルビア

軍司令官に「抹殺」させることを提案した。アイヒマンの提案は外務省担当官、外務大臣の裏書保証でセルビア軍司令官に伝達された。提案責任は外務省の大臣と次官補が分担したことになる。アイヒマン提案を受けたルター覚書は、ソ連でのユダヤ人大量射殺の事例を示して、「他の軍司令官は他の地域ではるかに多いユダヤ人をそのことを一切相談することなく処分している」とセルビア現地軍司令官の単独責任による射殺を提案した¹²。8000人以上のユダヤ人の射殺でも、ソ連地域占領軍司令官がその管轄地域の責任者として必要に応じ実行していたということである。ヒトラーの絶滅命令がなくても、前線、軍政地域の現場判断で「一切相談することなく」実行できたということである。この事実こそ、検証すべき課題である。ところが、栗原説はそのような検討は行っていない。現地軍司令官の独自の判断と執行可能性を認めず、8000人もユダヤ人射殺の提案には、それに先立つヒトラーの大々的命令が必要だと断定するのである。すなわち、アイヒマン発言を絶滅命令が存在した「反論の余地のない」証拠とする古いグラムル説に依拠し、「ルター覚書は、ソ連・ユダヤ人の絶滅と全体的なユダヤ人絶滅が実際には決して別物であることはできないことを示している」と主張する¹³。ソ連・東欧のユダヤ人の絶滅命令とドイツ本国をはじめとするライヒ領域、さらに広く西欧諸国のユダヤ人の絶滅命令とが区別されず、ヒトラー絶滅命令は包括的命令としてすでに41年8月前半には出されていたという。

しかし、栗原説が依拠する文献・史料自身の多くが、8月15日以前説を否定している¹⁴。たとえば、41年8月15日に宣伝省が主催したユダヤ人の屋型記章着用に関する各省連絡会議でアイヒマンが述べた発言は、ヒトラーの意思とハイドリヒ提案の違いを明確に示している。7月31日のゲーリングがハイドリヒに与えたユダヤ人問題の「最終解決」、「全体的解決」の準備命令に従い、「ドイツ本国からのユダヤ人の撤去を目的としたハイドリヒ中符の提案に関して、総統は戦時中の撤去を拒否した。その結果、ハイドリヒは現在、大都市からの部分的撤去を目的とした提案を作成させている」と¹⁵。この文章を素直に読む限り、ヒトラーはまだ絶滅命令を発していなかったと解すべきである。8月段階、独ソ戦勝利に全力を傾注すべき国防軍最高司令官ヒトラーにとって、軍事輸送の妨げとなることは論外だった¹⁶。「戦時中におけるユダヤ人撤去は直接的にユダヤ人絶滅政策に結びつく¹⁷」という栗原氏の断定が正しいとすれば、8月15日時点でユダヤ人の「戦時中の撤去を拒否」していたヒトラーは、まだドイツ本国などのユダヤ人絶滅を

命令していなかったことになる。他方、ハイドリヒの準備していた戦時中の「部分的な撤去」が11月になって必ずしも直接的にユダヤ人絶滅政策に結びつかないというのが、後述のゲルラッハなどの最近の研究である。ビュランは未公刊部分のゲッベルス日記に依拠して、8月18日、ヒトラーがゲッベルスとの会話で、ドイツ・ユダヤ人に星の記章をつけさせることを決めた際にも、彼らを「終戦後に東方に移送する」ことを話していた。独ソ戦の現場で進行中のユダヤ人大量虐殺に言及し、それと対比しながらこのような移送計画を語っていること自体、「8月前半の全般的ユダヤ人絶滅命令」説と矛盾する。ビュランが、8月18日(ゲッベルス日記記載は9月24日付け)、「最終的な判断は明らかにまだ下されていなかった」というのは正しい²¹⁾。

すでにいくつかの拙稿で実証したように、9月中旬にもヒトラーはドイツ本国、西ヨーロッパ占領地からの要請に応え、ユダヤ人移送の「希望」をヒムラーに示した。これを受け、ヒムラー、ハイドリヒは移送努力を行うことになる。ハイドリヒは9月27日、チェコ人の抵抗運動を鎮圧する重責を負って、プロテクトラート総督代理に任命された。ヒトラーは10月6日の卓上談話でも、すべてのユダヤ人が「プロテクトラートから遠ざけられ」なければならないとし、しかも、「その移送先は総督府ではなく、直接もっと東に」でなければならないと語っていた。プロテクトラートのユダヤ人だけでなく、ベルリンやウィーンのすべてのユダヤ人も「消え去るべき」だった。その際、ヒトラーは移送のさまざまな障害についても情報を得ていた。モスクワ攻撃作戦直前のこの時点で彼にはっきりしていたことは、移送が「軍の輸送手段への大規模な需要からだけでも、現時点では実行できない」ということだった²²⁾。

ザフリアンが詳しく解明しているような移送先を巡る努力と難問の発生過程で²³⁾、独ソ戦の戦局はますます悪化した。ウッチ・ゲットー問題など一時的な移送候補地でさえユダヤ人受け入れ不可能な諸事情が露呈した。ライヒ保安本部、ヒムラー、ハイドリヒの移送政策とこれを阻止しようとするウッチ・ゲットー当局、国防軍軍需経済局(ゲオルグ・トーマス局長)などの軋轢をみると、10月中旬の移送強行以降、下旬にかけてヒムラー、ハイドリヒのレヴェルで回避策としての政策転換があったとみなければならない。この段階ではじめて「戦時中の撤去」とユダヤ人抹殺が「回避策」として、事実上、同じ意味を持つことになった²⁴⁾。そして、ヒトラーの承認=激励=命令は文書証(卓上談話)が示す限り、10月下旬とみなければならない²⁵⁾。

栗原説とわれわれの10月中旬移送強行(ヒムラー、ハイドリヒ)・下旬(ヒトラー)転換説とでは2ヶ月間の違いがある。それは極めて小さな違いに見えるかもしれない。しかし、この間にユダヤ人政策に影響を及ぼす独ソ戦の戦局の根本的転換があった。バルバロッサ作戦の挫折、それに関連した全ヨーロッパ的情勢変化という点で、それらがヒトラーやその他の国家指導部、親衛隊指導部に与えた影響、とるべき政策選択肢の方向性からすると、この2ヶ月間の意味はきわめて重大である。それはホロコーストがどのような諸要因の力学構造によって成り立つかを見ていくとはっきりする。栗原説は、モスクワ攻撃の成否に関する情勢判断でも、私の理解とは違っている。10月はじめに火蓋を切ったモスクワ攻略作戦が停滞し、奪取の見込みがなくなり始めるのは「早い冬」の到来とともにであり、10月中旬以降である。

政策転換(移住から絶滅への転換)を直接証明する史料は、ヴァンゼー会議(42年1月20日)議事録のハイドリヒ発言である²⁶⁾。彼は、政権掌握から41年10月31日までを移住政策期間として概括した。この移住政策の期間に、旧ドイツ(33年1月30日以降)から約36万人、オストマルク、すなわちオーストリア(1938年3月15日以降)から約14万7000人、保護領ベーメン・メーレン(39年3月15日以降)から約3万人が、大ドイツ国外・保護領外に移住していった。合計で約53万7000人となる²⁷⁾。彼はこの移住政策期間の最終期日を10月31日とした。このことこそ、10月中の政策転換を、すなわち^{アンスブリン・ゲルンブ}移住政策から撤去ないし^{ユダヤ人絶滅}「開」(=絶滅)政策への転換を物語っている。しかもこの政策転換は、ハイドリヒがいうように「前もってしかるべきフェューラーの承認を得た上で」行われた。「前もって」とはいつか。この「承認」は、ウッチ・ゲットー問題を一次史料にさかのぼって実証的に検証した私の理解では、ヒムラーとハイドリヒがはじめて二人そろって招待された10月25日のヒトラー卓上談話の場においてであった。ここでヒトラーは、第一次世界大戦、すなわち「世界戦争で、この犯罪人種は200万人の死者に責任」があるとし、「いまやふたたび何十万もの死者に責任がある」と断定した。普通の犯罪でも何人もの死に責任がある犯人に死刑判決が下されるのは世界的に見ておかしなことではない。むしろ当然の罪と罰との相互関係である。ヒトラーはこの罪責論理を世界戦争とそのドイツ人の被害に適用し、犯人をユダヤ人・ユダヤ民族とした²⁸⁾。ここに彼の民族帝国主義体系における反ユダヤ主義の独自性がある。しかも具体的な数字まで挙げてドイツの被害増大を暗に認め、当面の移住政策から移住=抹

殺作戦への転換により、「われわれがユダヤ民族を根絶しようとしているという恐怖が先走るなら、それは結構だ」と述べた²¹。

この政策転換をハイドリヒはヴァンゼー会議の場（会議録）で、一時的な「回避策」と称した。またわれわれがウッチ・ゲットー問題を通して見たように、移住政策の強行、それが実現できないポーランド、ソ連地域の現状、これを脱するための急場しのぎの性質があった。9月中旬、ヒムラーを介してヒトラーのドイツ・ユダヤ人東方移送の「希望」を受け、ハイドリヒは実務的処理策を検討したが、ウッチ・ゲットー当局の抵抗に直面した。プロテクトラートにいるユダヤ人約8万8千人の移送が総督代理としての彼が直接処理しなければならない数だった。過渡的にウッチに送り込むにしても、ウッチ、すなわち「リッツマンシュタットの諸関係当局に相当配慮しなければならぬ」かった。ハイドリヒが総督代理を務めるプロテクトラートからウッチに移送するのは、約5000人のユダヤ人ととどめざるを得なかった。したがって、10月10日の会議で、5万人をミンスクとリガに送ることにした。リガとミンスクはハイドリヒ直属の部下、治安警察保安部特別出動部隊Aの隊長シュタールエッカー親衛隊少将、Bの隊長ネーベ親衛隊少将の駐屯地だった。アインザッツグルッペの報告をひとつの主たる内容とする「事件通報・ソ連」が示すように、陸軍後方地域と民政移行地域で不穏分子摘発・処刑、それとあわせてユダヤ人大量射殺を指揮執行していたのが、彼らとその部隊だった。しかしハイドリヒはさしあたり、プロテクトラート・ユダヤ人を彼らの管轄地域にある「軍作戦地域のコミュニスト囚人用の収容所」に詰め込むつもりだった²²。

一時的回避策として始まった以上、その対象も全ヨーロッパ・ユダヤ人ではなく、さしあたり「ベーメン・メーレンを含むライヒ領域²³」のユダヤ人移送に関するものだった。10月15日、強行的に開始されたウィーン、ベルリン、ハンブルク、ニュルンベルクなど帝国諸都市からのドイツ・ユダヤ人の運命も、現地のさまざまな事情に応じてばらばらだった。11月4日までにウッチ・ゲットーに送られた約2万人のドイツ・ユダヤ人はさしあたり誰も殺されなかった。41年12月はじめ、そして本格的には42年1月半ばにヘウムノ・ガス自動車「安楽死」作戦が始まった。しかし、最初、ガス自動車作戦の犠牲者からドイツ・ユダヤ人は除外された。ジブシーと長くそこにいたポーランド・ユダヤ人からガス抹殺が始まった。カウナスとリガでは到着後ただちに殺害された。しかし、10月27日、リガに送られたベルリン

・ユダヤ人に関しては、ヒムラーが殺害中止を命令した。ただ、その中止命令の緊急電話がかけられたとき（11月30日）、その日の朝のうちに殺害は終了していた。その後、リガに到着したドイツ・ユダヤ人はゲットーに収容された。11月8日から28日、旧ドイツ本国、ウィーン、ブリュンからミンスクに7000人のドイツ・ユダヤ人が送られた。彼らは当初、殺されなかった。だが彼らドイツ・ユダヤ人をゲットーに収容するため、治安警察・親衛隊保安部は11月7日と11日に、6624人の白ロシア・ユダヤ人を射殺した。さらに11月20日に5000人を射殺した。しかし、それ以上のミンスクへの移送は、モスクワ攻撃で補給・鉄道輸送で危機的状況にある中央軍集団の抗議を受け、停止された²⁴。

戦時中における移送強行、それが直面した難問の数々、その困難な事情に対する不統一な措置、急場しのぎは、急場をやり過ごせばまた元の移住政策に戻ることを許す性質のものではなかった。「回避策」は当初、その推進者には一時的と見えたが、実は、背景にある根本的な戦局転換の結果でしかなかった。それは「早い冬」の到来と「冬の危機」、第三帝国の最初の手痛い敗退を反映した必然的政策転換の最初の現われに他ならなかった。ライヒ領域ユダヤ人の移住ではなく抹殺への政策転換を余儀なくされたからこそ、またその移送先・抹殺執行場所がソ連奥地・前線地域ではありえなかったからこそ、ハイドリヒが認めるようにその抹殺のやり方は「ユダヤ人問題の来るべき最終解決に重大な意味を持った」²⁵。

- 1) この派を代表するのが、日本でも翻訳のあるエバーハルト・イエッケルである。Eberhard Jäckel, *Hitlers Weltanschauung. Entwurf einer Herrschaft*. Stuttgart 1981.『ヒトラーの世界観—支配の構想』滝田毅訳、南窓社、1991年。
- 2) 本書の評価に関しては拙稿書評『土地制度史学』第163号（1999年4月）も参照されたい。
- 3) 栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—』ミネルヴァ書房、1997年、6頁。
- 4) ニュルンベルク裁判文書NG 2586—J—の中の一文书。Leon Poliakov / Josef Wulf, *Das Dritte Reich und die Juden*. München 1978, S.116; Kurt Pätzold / Erika Schwarz, *Tagesordnung: Judenmord. Die Wannsee-Konferenz am 20. Januar 1942*, Berlin 1992, S. 79.
- 5) 栗原（1997）、97頁。
- 6) 独ソ開戦と同時にティルジットで編成された特別コマンドによりユダヤ人射殺が始まった。拙著『ド

- イツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941—1942] 同文館, 1994年, 188頁. そこでは婦女子を含むユダヤ人抹殺がすでに行われている. 陸軍陣地を構築する必要性, ヒトラーやヒムラーの本営を置く事情, 第一次大戦後のポーランド支配, 39年8月以降の独ソ不可侵・勢力圏分割秘密協定によるソ連支配, その後, ドイツの対ソ攻撃でドイツ支配下へと転変する権力状況と支配政党・支配勢力の交替, 当地域のナショナリズム, 反ユダヤ主義の伝統と独特の事情, ドイツ占領当局の中下級個別責任者の利害状況など, 「ハイドリヒ, ヒムラー, さらにヒトラーさえ何も行動しなくても」, ユダヤ人殺害が無差別化する力学を洗いなさなければならぬ. また, 1942年の絶滅収容所設立以降も, 東欧における「最終解決」実行に際しては大量射殺が「標準的方法」だったことも見落としてはならない. Jürgen Mathäus, *Jenseits der Grenze. Die ersten Massenerschießungen von Juden in Litauen (Juni-August 1941)*, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 44. Jg. 2. 1996, S.101, 117.
- 7) 最近の研究は, 8月15日にヒムラーがミンスクで「婦人と子供の射殺を親衛隊警察部隊の将来の課題」だとしたが, ロシア中部管轄の親衛隊警察高級指導者の担当地域で実際のユダヤ人民間人無差別殺害が始まるのは, 「何週間もたってから」だとされる. Peter Longerich, *Politik der Vernichtung. Eine Gesamtdarstellung der nationalsozialistischen Judenverfolgung*, München/Zürich 1998, S.369 f. 詳細はなお検証しなければならないが, そうすれば, なおさら, 「絶滅命令8月15日以前説」は成り立たなくなる. 8月29日のユダヤ人婦人64人の射殺理由は, 「手入れの際, ユダヤの星をつけないで捕まった」からだと担当大隊の戦時日誌は記している (Ibid., S.370). 「ユダヤの星」をつけないだけで不服従, 抵抗分子なみに射殺する厳罰主義の治安状況が検証されなければならない.
- 8) 栗原 (1997), 105頁.
- 9) Hans Safrian, *Die Eichmann-Männer*. Wien/Zürich 1993, S.113.
- 10) 栗原 (1997), 101頁.
- 11) Safrian (1993), S.113. Walter Manoschek, “Serbien ist judenfrei”. *Militärische Besatzungspolitik und Judenvernichtung in Serbien 1941/42*. München 1995, S.102 ff.
- 12) 栗原 (1997), 102頁.
- 13) 批判点の詳細は, 拙稿「独ソ戦の展開・世界大戦化とホロコーストの力学」『横浜市立大学紀要』社会科学系系列, 第1号, 1998年3月, 「ユダヤ人東方移送政策とウッチ・ゲッター問題」『横浜市立大学論叢』第49巻第1号, 平成9年9月(実際の刊行は1999年2月), 「ウッチ・ゲッター問題とヘウムノ・ガス自動車『安楽死』作戦」『横浜市立大学紀要』社会科学系系列, 第2号, 1999年3月を参照されたい. ロングリヒの最新の包括的研究 Longerich (München 1998) もこれらの拙稿で展開した私の主張を多くの点で裏付けている.
- 14) 栗原 (1997), 94,135頁.
- 15) 42年1月10日, 絶滅収容所パウゼッツ建設が進行中のときでさえ, 東部戦線への補給物資輸送が最優先されるため, 「生産的労働をしないユダヤ人の移送が3月1日以前には開始できない」とされた. ユダヤ人移送は軍事輸送の隙間をかいぐって行われることになる. そこがアイヒマンの腕の見せ所だった. Götz Aly / Susanne Heim, *Vordenker der Vernichtung. Auschwitz und die deutschen Pläne für eine neue europäische Ordnung*, Frankfurt a. M. 1993, S.472.
- 16) 栗原 (1997), 95頁.
- 17) Philippe Burrin, *Hitler und die Juden. Die Entscheidung für den Völkermord*, Frankfurt a. M., 1993 (fr. Originalausgabe: *Hitler et les Juifs. Genèse d'un génocide*, Paris 1989), S.167. フィリップ・ビュラン著佐川和茂・佐川愛子訳『ヒトラーとユダヤ人—悲劇の起源をめぐって—』三交社, 1996年, 203—204頁, および256頁注(39).
- 18) Aufzeichnungen des ständigen Vertreters des Reichsministers für die besetzten Ostgebiete, Werner Koeppen, im Hauptquartier, BAK R 6/34 a, zit. nach: Safrian (1993), S.157. Anmerkung 3.
- 19) Safrian (1993), S.134 ff.
- 20) ウッチ・ゲッター問題に関する前掲拙稿2編を参照されたい.
- 21) 41年10月13日, ポーランド総督フランクが東部占領地域大臣ローゼンベルクと会談した際, 総督府のユダヤ人を東部占領地域に移送することが可能か問いただしたのに対し, ローゼンベルクが「現在のところ, そのような移住計画を実行できる可能性はない」と答えたのは, 事実の問題である. それは, 「地域的な解決, ユダヤ人移送の「明確な拒否」ではない. Thomas Sandkühler, «Endlösung» in Galizien. *Der Judenmord im Ostpolen und die Rettungsinitiativen von Berthold Beitz 1941—1944*, Bonn 1996, S.136. 「8月前半に決定されていた絶滅命令」なる仮説が成り立たない以上, フランクやローゼンベルクにさえまだ「知らされていなかった」と言う推測は成り立たないし, 彼らの間では「移住しか問題になっていなかった」という栗原説 (1997, 100頁) も意味がない.
- 22) Wannsee-Protokoll, in: Leon Poliakov/Josef Wulf, *Das Dritte Reich und die Juden*, München 1978.
- 23) Ibid., S.120.
- 24) 罪責論理と報復・復讐論理が最初に大々的に爆発したのが, ミュンヘン危機後の国際的緊張のなかで発生したユダヤ人青年によるドイツ外交官暗殺事件を契機とした有名な38年11月の「水晶の夜」のボグロムである. 一人のドイツ外交官の死に対して,

ドイツ全土のシナゴーク、ユダヤ人商店が焼き討ち、略奪の嵐にさらされた。約3万人の影響力ある裕福なユダヤ人が逮捕され、強制収容所に送致された。ゲッベルスが扇動した無統制な行動は4カ年計画はじめ多方面に悪影響をもたらし、統制の取れたユダヤ人移送政策を推し進める必要があった。ゲーリングは39年1月24日その中心的担当者にハイドリヒを任命した。Reichskristallnacht, in: *Enzyklopädie des Holocaust*, hrsg. v. I. Gutman u.a., S.1205-1210. H-J. デッシャー著小岸昭訳『水晶の夜—ナチ第三帝国におけるユダヤ人迫害—』人文書院, 1990年。

25) Hitler, *Monologe im Führerhauptquartier 1941-1944. Die Aufzeichnungen Heinrich Heims*, hrsg. v. Werner Jochmann, Hamburg 1980, S.106. 吉田八岑訳『ヒトラーのテーブルトーク』(上), 三交社, 1994年, 145頁。ただし, 本文中の翻訳は引用者による。

26) Safrian (1993), S.124 f.

27) Wannsee-Protokoll, in: Poliakov / Wulf, (1978), S.123.

28) Christian Gerlach, *Die Wannsee-Konferenz: das Schicksal der deutschen Juden und Hitlers politische Grundsatzentscheidung, alle Juden Europas zu ermorden*, in: *Werkstatt Geschichte* 18, 6. Jg. November 1997, S.12 f.

29) Wannsee-Protokoll, in: op. cit., S.121.

II ビュラン説(41年9月下旬)から ゲルラッハ説(41年12月中旬)まで

フランスの研究者ビュランのブラウニング説批判(ビュランの研究書は1989年出版), したがってブラウニング説を継承する栗原説への内容的批判と叙述の多くの部分は説得的である。私の「冬の危機」説は, ビュランが「ヒトラーは勝利を重ねていた期間にユダヤ人絶滅を決意したことはなかった²⁾」という主張と重なる。しかし, ビュランが41年10月はじめモスクワ攻撃開始直前の熱狂的なヒトラー演説(10月3日)を解釈し, 「ユダヤ人は明示的に挙げられていないが, まったく公然と意味されていた」と推定し, 「それより少し前にユダヤ人絶滅の決定がなされていた」と結論するとき³⁾, 栗原説より1ヶ月半ほど遅くなっているが, なお説得的ではない。9月末から10月中旬のウッチ・ゲッター問題の展開を私なりに検証してみると, ビュラン説も早すぎる。ビュランはヒトラー演説の政治的報復論理を直接の絶滅政策の決定を踏まえた宣言と読み込んでいるが, 政治的報復殲滅宣言ならば, 有名な39年1月30日の長大な国会演説の一節, すなわち, 「私は今日再び預言者に

なろう。ヨーロッパ内外の国際金融ユダヤ人が, 諸国民をもう一度世界戦争に引きずり込むことに成功したら, その結果は, 地球のボルシェヴィキ化, したがって同時にユダヤ民族の勝利ではなくて, ヨーロッパのユダヤ人種の絶滅であろう」と言う予言⁴⁾も同じ論理である。問題の焦点は, その報復の論理がどのような諸条件・諸ベクトルの合成によって, いつ, どのような意味合いと規模で具体化するかにある。10月3日のヒトラー演説は, 「ものすごく大規模な」モスクワ攻撃への大衆動員のためであり, 「モロトフは明日, あるいは明後日にはもはやモスクワにいられないだろう」, ロシアは「打ち砕かれた」, 「二度と再び立ち上がれないだろう」と勝利の確信を国民に与えんとし, また電撃的勝利を熱望する興奮状態の演説である⁵⁾。感激したゲッベルスは翌4日の日記に, 「フューラーは, 天候が幾分良好なら, 14日以内にソヴィエト国防軍を基本的に殲滅すると確信している」と書きつけた⁶⁾。この殲滅に成功すれば, ユダヤ人移送の条件も生まれる。モスクワ攻略によるボルシェヴィキ打倒こそが主目的であって, ユダヤ人絶滅決定(移送政策否定)をそこに読み込むのは行き過ぎであり, ヒトラーが直面している主敵, 演説の本筋を見失うことになる。

ドイツの研究者アリーは, その著『最終解決』(原著1995年⁷⁾)で特別に「歴史家の論争」に一節を割いている。彼は, 「民族の耕地整理⁸⁾」に関する史料群を発掘し, 「最終解決」問題, 「絶滅命令」問題にひとつの立場を表明した。彼は「最終解決」が41年3月, 7月, 10月と飛躍的に発展したという。41年3月, ヨーロッパのユダヤ人を「東方へ」追放する決定がなされた。それは, 40年夏に対仏講和構想で浮上したマダガスカル島割譲, マダガスカル島へのユダヤ人移送計画が挫折したあと, 対ソ攻撃計画が進捗する中で「勝利の確信」の表現として浮上した構想であるとする。7月の画期性は東部戦線後方におけるソ連軍捕虜, ユダヤ人, スパイ容疑の民間人の大量殺害の開始である。10月の画期性に関しては, ウッチ・ゲッター問題が挙げられている。その点で私と共通する。しかし問題がある。アリーは「9月末—10月はじめに」ヴァルテガウ(ウッチのある大管区)でユダヤ人の「最初の組織的殺害」が行われたという。しかし, 一方で「絶滅行為の正確な日付もその方法も—ガス車なのか射殺部隊なのか—分かっていない」としながら, 他方で最初の組織的殺害が9月末—10月はじめだということに関しては「一般に意見は一致している」という⁹⁾。「一般に」という以上, この個所にすくなくともこの説の代表的な文献を挙げるべきだがアリーは

あげていない。ウッチ・ゲッターに関しては、12月はじめにガス自動車による最初の組織的殺害がおこなわれたというのがむしろ一般的な古くからの説だが¹⁹、アリーはそれを実証的に批判することも、自説と対比してコメントすることもしていない。10月はウッチ問題でも政策転換の過渡期であり、実際のガス自動車利用は11月末(ソ連地域)、12月はじめ(ウッチーヘウムノ)だというのが、今日の到達点である²⁰。

また、アリーは、ヒトラーの役割に関しても「冷厳な命令者のそれではなく、部下たちに自由裁量を許し、不可能と思えることを可能にする空想を繰り広げるように鼓舞し、部下たちをかばう政治家のそれ」であるとす²¹。ヒトラーが総統として、「ドイツ民族の指導者」としての自覚に基づく政治家として、国会演説などで綱領的指示を与えたことに異論はない。その点では文書の証拠がたくさんあるからである。しかし、それにとどまらず、10月25日には、ヒムラー、ハイドリヒを卓上談話に招待し、移送政策での労をねぎらい、同時に直接的に絶滅政策をも鼓舞したと私は見る。招待はハイドリヒにとって大変光栄な出来事だったのであろう。その折には、10月20日にヒムラーにヒトラーへの取次ぎを願い出た件、すなわち、「モスクワ、レニングラードの徹底的破壊の厳重な命令を軍に対して明確に与えるように」とのハイドリヒの進言²²も話題になったであろう。しかし彼の具申を待つまでもなかった。すでに9月末、レニングラードの包囲命令(総統指令第35号、9月6日発)が敵の激しい抵抗でうまくいかず、激怒して、都市を「地上から消滅させる決断を下した」のは²³ヒトラー自身だった。モスクワ攻撃も期待に反し頓挫しつつあって、軍に対するいらいらを昂じさせているヒトラーも同じ気持ちであり、ハイドリヒの熱情はヒトラーにとって心地よいものだったはずである。10月1日から2日の夜、モスクワ方面大攻撃に投入する兵士に読み聞かせたヒトラー布告は、「冬がくる前にも敵を粉々にする最後の強力な打撃」を高らかに宣言するものだった。3週間後のいまは、その布告掲示を軍特殊部隊が消して廻らなければならない面目失墜状態だった²⁴。ともあれ、アリーはヒトラーの政治的役割を前提として、10月初旬に「疎開」と殺害が事実上、ほぼ同じ意味になると評価し、「完全な絶滅装置の建設へ向かっての最後の数歩」が、10月最初の2週間以内に歩まれたとみている²⁵。

以上のように見てくると、ポールの見解、すなわち、「おそらくは9月、あるいは10月はじめに、グライザーの切望に応え、ヘウムノに絶滅収容所を建設すること、およびポーランドの他の二つの場所にヨーロッパ・ユダ

ヤ人の殺害のための基盤を創出しようとした」(二つの場所とはアウシュヴィッツとルブリン²⁶)との見方はすこし早すぎる。グロボチュニクのヒムラー宛て10月1日書簡が「純治安警察的な観点からも、急いで取り掛からなければならないほどユダヤ人の影響力が大きくなっている」とするとき²⁷、ユダヤ人殺害命令がまだ出されていないことを示すからである。「ヨーロッパ・ユダヤ人」全体の殺害を目的としたというのも結果論であり、この時点としては対象が広すぎる。10月14日、ヒムラーがグロボチュニクに総督府における「最終解決」を命じたとされるが²⁸、殺害方法も「まだ未定」だった。グロボチュニクがその方法を模索するとき、他方で「東方へ」の移送が語られているのは、単なる隠蔽用語ではなかった²⁹。最新の研究でロンゲリヒが言うように、「完全に広範ですばらしい」ラディカルな計画はグロボチュニクが作り上げた。ただ彼の権限ではその具体化はどうしようもなかった。10月15日に、さしあたりの絶滅収容所建設にヒムラーが「青信号を出した」というのが³⁰、妥当な評価だろう。「41年10月後半ころ」立地を物色し、パウゼッツに最初の絶滅収容所が作られた(「建設開始は11月1日ころ」)のは³¹、やはり当面は一時的「回避策」と見るのが内在的解釈だろう。第三帝国の「冬の危機」とは後世の歴史的評価であって、そのことを当事者たちが正面から認めるような(すなわち、42年春以降のユダヤ人東方移送の可能性を否定する=敗北の承認に近い)政策決定とみるのは問題である。ヴァンゼー会議以降の展開(世界大戦化とスターリングラード攻撃など夏の攻勢準備)でラインハルト作戦の早急な進行が求められ、グロボチュニクは「彼の」絶滅においてもユダヤ人から奪取する財産価値の点でもトップに立とうとした³²。パウゼッツのキャパシティでは不足したので、ソビボル(42年3月)やトレ布林カ(42年5月末-7月22日)が追加的に建設された³³。最近の研究によれば、ヒムラーのアウシュヴィッツ収容所長官ヘースへの致命(ベルリンへの極秘呼び出し、ヒトラーの「絶滅命令」なるものの伝達、アウシュヴィッツにおける大規模抹殺施設建設命令)は42年6月である³⁴。

最近、新説を発表したのが若手研究者ゲルラッハである。彼は41年10月から11月のドイツ・ユダヤ人移送政策の実際を詳しく検討して、この時期には、「まだドイツ・ユダヤ人殺害の全般的命令は存在しなかった」と結論している³⁵。ましてや、オランダ、フランスなど西欧ユダヤ人まで含めた全般的ユダヤ人殺害の方針など、これより以前ではありえない。それは、ヴァンゼー会議(その準備段階の41年11月から12月末)以降でしかあ

りえない。彼は周期性を12月中旬に求める。ゲルラッハが新説の根拠としたのは、ソ連崩壊後、利用が容易になったモスクワのアルヒーフ所蔵のヒムラー業務日程表である¹⁾。軍事同盟国日本の真珠湾攻撃、対米開戦（12月7日）、これを受けたドイツの対米宣戦布告（12月11日）、これが西ヨーロッパ・ユダヤ人に対するホロコースト政策の急進化、移住政策から絶滅政策への決定的転換点だとする。12月12日のナチ党最高幹部に対する秘密演説の内容がヒトラーの絶滅命令を意味するとする。彼は、東部戦線で「ドイツ民族はいまや16万人の犠牲者をさざげたとすれば、この血の紛争の仕掛け人はその罪を自らの命で支払わなければならない」とした。すなわち、「自らの命で」と明確に言い切った²⁾。しかし、12月12日のヒトラー秘密演説をゲルラッハの言うように「ヨーロッパ・ユダヤ人抹殺のヒトラーの根本的決定」と言い切ってしまうのは、ロンゲリヒのいうように単純化であろう³⁾。ヴァンゼー会議の調整をヒムラーから聞いたはずの1月25日のヒトラー卓上談話はユダヤ人の「絶対的な根絶」を語り、ヴァンゼー会議での調整の労をねぎらう第二回目の卓上談話へのハイドリヒ招待は、1月30日の有名な「目には目を、歯には歯を」の国会演説の日だった⁴⁾。

- 1) Burrin (1993), S.87. ビュラン, 前掲邦訳, 115頁.
- 2) Ibid., S.169. 同, 206頁.
- 3) Max Domarus, *Hitler: Reden und Proklamationen 1932-1945*, Leonberg 1973 (1988), S.1058.
- 4) Ibid., S.1758-1767, u. S.1758.
- 5) Ralf Georg Reuth (Hrsg.), *Joseph Goebbels: Tagebücher 1924-1945*, München 1992, Bd.4: 1940-1942, S.1675.
- 6) Götz Aly, *〈Endlösung〉: Völkerverschiebung und der Mord an den europäischen Juden*, Frankfurt a. M. 1995. 山本尤・三島憲一訳『最終解決—民族移動とヨーロッパのユダヤ人殺害—』法政大学出版局, 1998年。「民族移動」はVerschiebungを自律的に訳したもの（あるいはその語感が強い）であるが、語感的内容的には他律的な「民族移送」がふさわしいように思われる。
- 7) ユダヤ人移送政策, ゲッター化政策と「民族の耕地整理」との関連は拙著(1994)でも触れたことであるが、ザフリアンもアリー以前に言及している。Safrian (1993), S.70 f.
- 8) Aly (1995), S.355. アリー (1998), 274—275頁.
- 9) *Nationalsozialistische Massentötungen durch Giftgas: Eine Dokumentation*, hrsg. v. Eugen Kogon/Hermann Langbein/ Adalbert Rückerl u.a., Frankfurt a. M. 1986, S. 120 f.

- 10) Safrian (1993), S.124. Chelmno (dt. Kulmhof), in: *Enzyklopädie des Holocaust*, S.280 ff.
- 11) Aly (1995), S.396. アリー (1998), 309頁.
- 12) Schreiben Heydrichs an Himmler vom 20. 10.1941, in: BA NS 19/3882.
- 13) Domarus (1973, 1988), S.1755.
- 14) Ibid., S.1756.
- 15) Aly (1995), S.358. アリー (1998), 277頁.
- 16) Dieter Pohl, *Von der "Judenpolitik" zum Judenmord. Der Distrikt Lublin des Generalgouvernements 1939-1944*, Frankfurt a. M. 1993, S.99.
- 17) Ibid., S.101.
- 18) Ibid.
- 19) Sandkühler (1996), S.137. ガリツィアにおける「最終解決」を詳しく解明したザントキューラーは、ポールを支持している。
- 20) Longerich (München 1998), S.453.
- 21) Pohl (1993), S.105.
- 22) *Die nationalsozialistischen Konzentrationslager - Entwicklung und Struktur*, hrsg. v. Ulrich Herbert, Karin Orth u. Christoph Dieckmann, Göttingen 1998, S.364.
- 23) Sobibor, Treblinka, in: *Enzyklopädie des Holocaust*, S.1330 u. 1428.
- 24) Jean-Claude Pressac, *Die Krematorien von Auschwitz. Die Technik des Massenmordes*, München/Zürich 1994, S.51, 136. Ysrael Gutman / Michael Berenbaum (Hrsg.), *Anatomy of the Auschwitz Death Camp*, Bloomington 1994.
- 25) Gerlach (1997), S.14. 拙稿「ホロコーストのダイナミズム—「絶滅命令」に関する史料批判と史料発掘の意義」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第26号, 1998年6月.
- 26) *Der Dienstkalender Heinrich Himmlers 1941/42*, bearbeitet, kommentiert und eingeleitet von Peter Witte, Michael Wildt, Martin Voigt, Dieter Pohl, Peter Klein, Christian Gerlach, Christoph Dieckmann und Andrej Angrick, Hamburg 1999.
- 27) Gerlach (1997), S.25 f.
- 28) Peter Longerich, *Die Wannsee-Konferenz vom 20. Januar 1942: Planung und Beginn des Genocids an den europäischen Juden*, Berlin 1998, S.27.
- 29) Hitler, *Monologe* (1980), S.229 u. 242.

むすび

現時点でもっとも総括的な研究をまとめたロンゲリヒの課題意識は、「古い文献で支配的な」説、この間の多くの研究によって「非常にがたがたになっているにもかかわらず、いまなお研究で見出される」主張、すなわち、対ソ戦争開始期に「すでにソ連の全ユダヤ人の絶滅